

## スクールガードあかし・よくある質問（Q&A）

これまでスクールガードの皆さんから寄せられたご意見やご質問をQ&A形式にまとめました。

### Q 1. 「スクールガードあかし」とはなんですか？

A 1. 学校への不法侵入者や校地内で挙動不審者を発見した時、子どもたちを安全に誘導・保護し、職員室や警備員へ通報することや、登下校時の通学路上における子どもたちの安全確保に努めていただく住民の皆様のことです。（約 4,000 人、2023. 4. 1 現在）



### Q 2. 「子どもの見守り」の責務はだれが担うものなのですか？

A 2. 各学校は児童に対する通学路における安全指導を行うこととともに、警察やボランティア団体など地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされています。しかし、学校だけで子どもの見守りに取り組むことは難しく、家庭や教育委員会、警察といった関係機関との連携・協働はもちろんのこと、スクールガードをはじめとする地域の皆さんの協力が欠かせないため、活動への積極的なご参加をお願いしています。（※参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」）

### Q 3. 教育委員会はどのような役割を果たしているのですか？

A 3. 教育委員会は、不審者の侵入や登下校中の事件・事故などによる学校や子どもの危機に、十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、子どもや教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務があります。（※参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」）

### Q 4. 「子どもの見守り」活動はどのような体制で行われているのですか？

A 4. 学校だけでは子どもの安全を守ることはできません。学校、家庭、地域、関係機関などが連携・協働に係る体制を構築し、子どもへの声かけや不審者情報の提供、校内外の巡回などを、日頃からそれぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが必要です。さらに、関係者を構成員とした「子どもの安全を守る地域連絡会議」をブロックごとに設置し、地域の子どもの安全のためのネットワークづくりにも努めています。（※参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」）

### Q 5. 見守り活動中に子どもたちが横断歩道付近で突然走り出したりすることなどがある。自らの身を守る安全教育をしっかりと行ってほしい。

A 5. 学校では、警察の協力を得ながら交通安全教室で自転車の安全な乗り方や正しい道の歩き方の指導を行うなど、子どもたち自らが危険から回避する力の育成に努めています。ほかに、防犯ブザーの適切な使い方やロールプレイを主とした防犯教室で不審者への対応を指導するとともに、「こども110番の家」の利用を周知しています。

**Q 6. 活動中に万一事故が発生した場合、スクールガードも賠償責任を負うことがあるのですか？**

A 6. 万一の事故が起こらないように、スクールガードの皆さんに「スクールガード活動マニュアル」に基づいた研修や防犯教室、スクールガード・リーダー（警察OB）による定期巡回などの実施をすることにより、安全に安心して活動していただけるようにしています。



「スクールガード活動マニュアル」を参考にさせていただき安全に注意したにも関わらず発生した事故や不可効力の状況で発生した事故に対しては責任問題には至らないと考えられます。しかし、万一事故が発生した場合は、学校と連携し教育委員会としても市役所内の弁護士資格を持つ職員と事後の対応を検討するなどサポートしていきますので、ご安心ください。また、その他事故災害に備えて、スクールガードの皆さんに経済的負担が生じないよう、明石市では「明石市コミュニティ活動災害補償保険」に加入しています。

**Q 7. 「スクールガードあかし」はボランティアですが、傷害保険などの加入はしてもらえますのですか？**

A 7. 「校区スクールガード」に登録いただいた時点で自動的に「明石市コミュニティ活動災害補償保険」の加入者となります。万一、スクールガードご自身が活動中に死亡あるいは傷害を負った場合、または法律上の損害賠償の責めを負った場合は、保険が適用され補償されます。なお、保険加入代金は明石市が負担しますので無料です。

**Q 8. 万一、事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか？**

A 8. 事故が発生した場合は、速やかに事故状況などを校区の小学校または市教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当（Tel078-918-5057）まで連絡してください。

**Q 9. 「スクールガードあかし」の活動は何をすればよいのですか？**

A 9. 校門付近や通学路で、子どもたちに「おはようございます。」等の声かけをしていただきたいと思います。

**Q10. 子どもたちが助けを求めてきたらどうすればよいのですか？**

A10. (例1) 子どもたちが、学校園侵入者や通学路の不審者に  
・連れて行かれそうになる ・体を触られる ・危害を加えられる など  
(例2) 子どもたちが  
・事故に遭った ・急に体の調子が悪くなった ・けがをした など  
教職員や警備員と直ちに連絡を取り、誘導・保護等対応してください。

**Q11. 子どもたちが被害に遭いそうなところを発見した場合はどうすればよいのでしょうか？**

A11. (1) まず、自分が落ち着きましょう

子どもたちが被害に遭いそうな場合に、皆さんが慌てたり興奮したりすると、子どもたちはさらに興奮し、落ち着いて話ができなくなります。まず、皆さんが落ち着いて「大丈夫だよ」と、やさしく話を聞いてください。

(例：通学路では) 1 あなたの名前は？ 2 何年生(いくつ)？

3 どこで？ 4 何があったの？

(2) 次に、子どもたちを落ち着かせましょう

子どもたちは不安で興奮しているかもしれません。子どもたちには、「先生(警備員)に連絡してあげるからね。心配いらないよ。」等と、優しいことばで落ち着かせ近くの教員(職員室)や警備員に声をかけてください。通学路などの学校外では、必要に応じて、110番・119番通報をお願いします。

**【お問い合わせ先】**

明石市教育委員会事務局 教育企画室 青少年教育担当

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号(明石市役所分庁舎5階)

TEL:078-918-5057 FAX:078-918-5155

E-mail: seikyo@city.akashi.lg.jp